

元和三年 吉原遊廓設置における五箇条掟書

- 一 傾城町の外傾城屋商売致すべからず、竝に傾城圀の外何方より雇ひ来候とも先口へ遣はし候事向後一切停止さるべく候
- 二 傾城買ひ遊候者は一日一夜の外長溜り致間敷候事
- 三 傾城の衣裳総縫金銀の摺箔等一切著させ申間敷候事、何地にても紺屋染を用ひ申すべく候事
- 四 傾城屋家作普請美麗に致すべからず、町役等は町々の格式通り屹度相勤め申すべき事
- 五 武士町人体の者に限らず出所吟味致し不審に相見え候者は奉行所へ訴出づるべき事